

年金分割のための情報通知書に対する意見書

2009年（平成21年）12月17日

日本弁護士連合会

平成19年4月1日以降に離婚をした場合においては、婚姻期間中に納めた保険料（掛金）の額に対応する厚生年金（共済年金）を当事者間で分割する制度（以下「合意分割」という。）を利用するにあたり、当事者の一方または双方は、離婚前または離婚後に社会保険事務所等に対し、年金分割のために必要な情報の提供を請求することができ、当該情報は、「年金分割のための情報通知書」（以下「情報通知書」という。）により通知される。

そして、当事者間の話し合いにより分割割合を合意できない場合には、年金分割を求める当事者から家庭裁判所へ申立てをなし、分割割合を定める審判の確定または調停の成立により、年金分割の請求及び社会保険庁長官等による年金分割の処分が行われることとなる。この場合、年金分割を求める当事者は、情報通知書の原本を家庭裁判所に提出することになるが、情報通知書には、当事者の氏名・生年月日・基礎年金番号・情報提供請求日・婚姻期間等以外にも、請求者の住所が記載される仕様になっているほか、情報通知書の裏面には、「本通知に関するお問い合わせ先」という欄があり、同欄には当該情報通知書を発行した社会保険事務所の名称や所在地、連絡先が記載されることがある。

しかしながら、このように請求者の住所や情報通知書の発行元社会保険事務所を記載する仕様は、後述するとおり、いわゆるDV事件等を中心とした多くの離婚事件において、年金分割を求める妻が現在の住所を秘匿しているという実態を考慮しないものであり、配慮に欠けた取扱いである。

今回、当連合会は、情報通知書に請求者の住所や発行元社会保険事務所を記載する仕様を早急に改めるよう、以下のとおり、意見を述べる。

第1 意見の趣旨

情報通知書には請求者の住所や発行元社会保険事務所に関する情報を載せないよう、現行の情報通知書の記載事項の体裁を早急に改めるべきである。

第2 意見の理由

1 DV事件に関する裁判手続の運用と裁判所における生命身体の安全に対する配慮

離婚が裁判手続において問題とされる事件においては，先行して当事者夫婦が別居していることが常態であるが，夫から妻への暴力が離婚の原因の中核にあるようないわゆるDV事件の事案においては，裁判手続が利用されるに際して，夫の下から逃れた妻の，また子らの生命身体の安全を図ることを優先する運用が今日広く一般に行われている。

すなわち，DV事件については，手続を主宰する裁判所においても，たとえば，保護命令申立事件について事物管轄を有する地方裁判所において，当事者の出頭を別期日にしたり，離婚事件を管轄する家庭裁判所において（同一期日に出頭する場合であっても）出頭時間をずらしたり，待合場所を別の階に指定するなどして，庁舎内における妻の生命身体の安全に配慮している。

2 裁判所における当事者の住所等の記載の扱い

また，同様の配慮から，DV事件の事案においては，裁判所や相手方に提出する書面や証拠において，申立人等当事者の住所地・所在場所が明確になるような記載を避けることが一般に認められており，たとえば，申立書や委任状における申立人の住所地の記載については，別居前の従前の住所地を記載することで足り，また，証拠中などに残された所在場所等に関する記載については，これを抹消処理した上で提出することが認められている。かように住所地・所在場所の記載を厳格には求めないという扱いについては，すでに平成17年11月8日付けて「訴状等における当事者の住所の記載の取り扱いについて」と題する最高裁事務連絡（訴ろ2）があり，「犯罪被害者等から，加害者等に実際の居住地を知られると危害を加えられるおそれがあるなど，実際の居住地を記載しないことにつき，やむを得ない理由がある旨の申出がされた場合には，訴状等に実際の居住地を記載することを厳格に求めるることはせずに，これを受け付けることが相当と考えられ」とされている。

3 DV事件における住民票等の閲覧や交付の制限

さらに，同様の観点から，DVやストーカーの被害者を保護するため，平成16年7月より，省令の改正により，全国の市区町村において，加害者による住民票の閲覧や写しの交付が制限されるようになっている。すなわち，被害者の市区町村への届け出を受け，市町村長は警察や婦人相談所などの公的機関に確認のうえ，制限措置が必要かどうかが決定される。市区町村長が必要と判断した場合には，被害者の住民票について，加害者からの閲覧等の請求を拒否する。また，第三者からの請求についても，第三者になりすました加害者や，加害者から依頼を受けた第三者への情報流出を防ぐため写真付き身分証明書の提示を求めるなど本人確認を厳密に行い，請求理由も厳しく審査することとなった。この制限の期

間は1年間であるが，申出があれば延長することもできるようになっている。

4 情報通知書の問題点

以上みたように，DV事件における被害者の生命身体の安全確保の観点から，生命身体に危険が及ぶ可能性がある旨申立のあった場合の被害者の住所地・所在場所等については，最高裁事務連絡によって，その厳格な記載を求める扱いが認められており，実際に裁判手続上被害者らの住所地・所在場所等については，これを秘匿する運用がすでに定着している。また，省令の改正によって，被害者の届出に基づき，市区町村の窓口においては，住民票の写しや戸籍の附票の写しを交付すること等について制限が行われるようになっている。

しかるに，前述した情報通知書上に請求者の住所の記載及び発行元社会保険事務所を記載することは，全くこれまでの裁判における取扱い，住民票の交付の閲覧制限を実質上無にする結果を招来するものであり，看過することのできない問題点を孕んでいる。

そもそも，情報通知書は，冒頭確認したように，年金分割の前提としての保険料の納付に関する記録を請求者に通知するに過ぎない文書であり，これを行うために請求者を特定するには基礎年金番号等の情報によって必要にして充分であつて，請求者の住所を通知書上に記載する必要性は全く存在しない。ところが，情報通知書は，調停手続においても，人事訴訟手続においても，年金分割の前提として，その原本を裁判所に提出する扱いとなっていることから，請求者の住所等が記載された情報通知書が提出されることで，DV被害者の住所が明瞭になってしまふことになり，住所地，所在場所の秘匿に関するこれまでの裁判所における取扱い，住民票の交付・閲覧制限そのものを否定する結果をもたらす。すでに神奈川県内においては，DV事件であったために証明書の交付制限が行われていた事案について，現住所を秘匿していた妻の居所が年金分割を求めたことをきっかけに情報通知書を通じて明らかとなってしまったという事例が現実に発生し，報告されている。万が一にも，情報通知書の記載を通じて，取り返しのつかない事件に至った場合には，その責任が問題視されることは必至である。

5 よって，意見の趣旨記載のとおり意見を述べる。

以上